

PTA 規約を次のように改定する。

[現行]

第9条 この会に次の委員会を設ける。

各委員会ごとに、会長は委員長1名および副会長若干名を委嘱し、また委員長は委員若干名を委嘱する。委員は他の委員を兼ねることはできない。

(1) 学年委員会	生徒学校生活向上のため、学級または学年に関する事
-----------	--------------------------



[改正案]

(1) 学年 <u>進路</u> 委員会	生徒学校生活向上のため、学級または学年 <u>進路</u> に関する事
----------------------	-------------------------------------

(改正理由)

学年行事だけではなく、進路説明会や大学見学会等の進路行事においても学校に協力することができるため。

(改正日)

平成30年5月9日